

社会福祉法人八森峰浜ふくし会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人八森峰浜ふくし会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八森峰浜ふくし会（以下「法人」という。）の役員（理事、監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに苦情解決委員会の第三者委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員報酬の額は、別表1(1)のとおりとする。

- 2 役員がその支給対象月に会議等に一度も出席がない場合は、これを支給しない。
- 3 評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに苦情解決委員会の第三者委員が法人の会議等に出席した場合の報酬は、別表1(2)のとおり支給する。
- 4 職員が法人の役員を兼ねるときは、その者に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が理事長の招集に応じ、会議に出席するため旅行したとき、又は法人の用務のため旅行したときは別表2(1)のとおり支給する。

- 2 評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに苦情解決委員会の第三者委員が理事長の招集に応じ、会議に出席するため旅行したとき、又は法人の用務のため旅行したときは別表2(2)のとおり支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに苦情解決委員会の第三者委員に支給する旅費については、社会福祉法人八森峰浜ふくし会旅費規程の例による。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表 1

(1) 第2条第1項関係

職 名	月額報酬
理 事 長	100,000円
業務執行理事	50,000円
理 事	20,000円
監 事	30,000円

(2) 第2条第2項関係

職 名	日額報酬
評議員	10,000円
評議員選任・解任委員会の外部委員	10,000円
苦情解決委員会の第三者委員	5,000円

別表 2

(1) 第3条第1項関係

区分	山本郡・能代市 青森県深浦町	県 内	県 外	国外
交通費	—	実 費	実 費	実費
日 当	—	1,900円	4,000円	10,000円
宿泊料	実 費	実 費	実 費	実 費

(2) 第3条第2項関係

区分	山本郡・能代市 青森県深浦町	県 内	県 外
交通費	1,500円	実 費	実 費
日当	—	1,900円	4,000円
宿泊料	実 費	実 費	実 費